指定管理施設における 災害対応への支援に関する協定書

新温市

公益財団法人 新潟市開発公社

指定管理施設における災害対応への支援に関する協定書

新潟市(以下「甲」という。)と公益財団法人新潟市開発公社(以下「乙」という。)は、乙が管理・運営する指定管理施設における災害対応への支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、甲が新潟市内で行う災害対応について、乙が支援するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(支援要請)

- 第2条 甲は、新潟市地域防災計画に基づき、乙が指定管理者として管理・運営する施設を 利用して実施する災害対応、またはその他災害対応に必要な措置について、乙に対して、 その支援を要請することができる。
- 2 乙は、甲の要請に対し、可能な限り、通常業務に優先して積極的に支援するものとする。

(要請の方法)

第3条 甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

(費用の負担)

- 第4条 第2条第1項により、乙が行う支援にかかる費用は、甲が負担する。
- 2 前項に規定する費用は、施設ごとに締結している指定管理に関する協定の内容等を参考に、甲乙協議の上、別に決定するものとする。

(協力体制の構築)

第5条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平常時から相互の連絡体制について、 別途書面により情報交換を行い、災害時に備えるものとする。 (協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第7条 本協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲または乙が文書をもって本協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成29年2月24日

甲 新潟市

新潟市長 篠田 昭

乙 新潟市中央区白山浦1丁目613番地69 公益財団法人 新潟市開発公社

代表理事 理事長 鈴 木 亨